

# 滋賀大学におけるレッドパーズ事件

## — 大学における労働問題の歴史的教訓

大和田 敢 太

### 一 はじめに

#### 二 レッドパーズ事件の真相と大学の責任

- (1) 滋賀大学におけるレッドパーズ事件の存在
- (2) 大学教員のレッドパーズの概況
- (3) 滋賀大学におけるレッドパーズの事実経過
- (4) 関係者の証言

### 三 むすびにかえて

#### 一 はじめに

2004年4月、これまでの国が設置する大学としての国立大学の準拠法であった国立学校設置法は廃止され、新たに、国立大学法人法に基づき設立された「国立大学法人」が設置者となって設置する学校(学校教育法第2条)としての大学が設立されることになり、国立大学としての滋賀大学は、「国立大学法人滋賀大学」として再発足することとなった。設置形態とその法的性格という点からすれば、国は、従来の国立大学を「国立大学法人」という名称の学校法人に移譲し、経営を委ねたことによって、「国立大学法人」の経営する大学は、実質的な多くの面で、私立大学と同質的な性格を有するものになったと言ってよいであろう<sup>1)</sup>。

1) 大学関係以外では、教育職員免許法の改正(第10条および11条)によって、懲戒等による免許状の扱いについて、公立学校の教員(公務員)は免許状の「失効」(第10条)、国立大学法人の附属学校と私立学校の教員(非公務員)は免許状の「取上げ」(第11条)という規制に服する。また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律では、従来、国は、国立学校では生徒に直接給与していたが、今後、国立大学法人の附属学校では公立学校および私立学校と同様、その設置者に無償で給付し、設置者が生徒に給与する(第3条・5条)。他方、運営交付金の性格をめぐる議論とその混乱状況は、根本的には、国立学校特別会計を廃止し、運営交付金という補助金制度に変えたことが原因であるが、運営交付金と私学助成金との同質性が問われている。

そのことは、国立大学法人における労働関係のあり方が典型的な事例ともなっている。

国立大学法人法は、独立行政法人通則法の特別法という位置づけを与えられる限りで、公務員型と非公務員型のいずれの選択も可能であったが、非公務員型という政策が採用されることになった。この方針は、設置形態の議論とは無関係に、推進されたため、制度設計において整備されていない点も多い<sup>2)</sup>。さらに、経営主体としての「国立大学法人」と研究教育機関としての大学の概念や制度・機能が明確に分離されて定義されていないため、経営主体である「国立大学法人」が労働関係の当事者になるわけでもなく、既存の国立大学の機構を再編しただけの労使関係の中で、労働関係が処理されなければならない。また、非公務員化の結果として、「国立大学法人」の教員への教育公務員特例法の不適用問題は、今後の推移によっては、計り知れない影響を及ぼす可能性も残している。しかし、いずれにせよ、「国立大学法人」と教職員は、公務員時代の勤務条件法定主義・公務員人事制度を全面的に転換し、労使自治・労働条件労使対等決定原則に基づく労使関係を構築することとなる。

こうした状況について、当事者の経験不足を理由とした懸念が表明されるのも当然の成り行きであるが、果たして、国立大学は、これまで、労働問題の当事者としての対応、労使関係における使用者や関係者としての立場と全く無縁であったのであろうか。否である。過去の労働問題における対応において、大学は正しい対応を怠り、あまつさえ、過ちを犯していた諸事実を直視し、過去の誤りから教訓を謙虚に学ばなくてはならない時期にある。そうした反省を踏まえて初めて、「国立大学法人」のもとで、正常な労使関係が築かれ、教職員の権利や自由が尊重されることとなろう。

本稿が、今の時点で、過去の滋賀大学において発生した労働問題を取り上げ、そこにおける大学としての対応のあり方を批判的に検証する目的は、基本的には、如上したことにあるが、滋賀大学経済学部としての特別な事情についても一言

2) 国会審議において、遠山文部科学大臣は、「非公務員というのは民間人ではございません」と答弁しているが（2003年7月8日参議院文教科学委員会）、労働関係の理解における混迷ぶりを表している。

する。2000年4月に制定された経済学部の理念は、建学の精神として「士魂商才」を高唱するが、その「解説」では、「日本資本主義の興隆に伴う社会労働問題の発生と大正デモクラシーの展開を背景とした・・・「相互扶助」「社会奉仕」的精神の鍛錬の必要性」という語義を明らかにしている<sup>3)</sup>。ところで、このような建学精神は、それが教育理念としてだけでなく、学部の規範理念として、あるいは行為規範としてどのように生かされてきたのかを問うことによって、その内実が明らかになるであろう。個々の教員が、かかる理念を具現し、社会に貢献してきたことに異存はないかもしれない。しかし、問題は、かかる理念規定が、機関としての大学や学部によって、どのように実践されてきたかにある。具体的な事件に直面したとき、かかる精神がどのように発揮されたのか実証されなければ、説得力を持ちえないであろう。

本稿で紹介する事件は、社会的には有名な事件（の一齣）であるが、事件当時、そしてその後、これらの事件が、大学内においてどのように扱われてきたか、その当事者がどのような処遇を受けてきたのかは、関係者には自明の事実であるとしても、大学内では、ほとんど記録類が残されていない。今回の「国立大学法人」化という設置形態の変更という事情により、「旧制度」の文書・資料類が廃棄ないし散逸させられる可能性も憂慮される。そのため、法律的な側面の検討よりも実態の記録に重きを置くこととするが、もとより現代史研究の専門家ではないために、能力不足と調査不足という限界はあるが、学内外における資料収集と関係者への面談結果により得られた事実に基づき<sup>6)</sup>、滋賀大学経済

3) 「経済学部の理念とその解説」(彦根論叢第326号, 2000) 93頁以下。

4) しかし、第二次世界大戦後、当時の有力な教員の中から戦争中の著述を理由として戦争協力者としての公職追放該当者が生まれていた事実も直視しなければならないであろう。

5) 学内文書保管制度の問題を指摘しなければならない。情報公開法の関係もあって、学内の「行政文書」の保管規定が「滋賀大学における行政文書の管理に関する規程」により定められているが、永久保存とされているのは、人事記録・付属書類と学位授与・学籍簿関係のみで、「大学の沿革記録に関するもので、重要なもの」や「評議会・教授会等の記録に関するもので、重要なもの」でも30年間の保存期間に過ぎない。「行政文書ファイル廃棄簿」や「保存期間満了時の措置結果」によれば、こうした重要な文書はすべて廃棄処分されている。

6) 学内問題の沿革に関しては、引用文献の明記のないものは、滋賀大学による(滋 〆

学部における過去の労働問題の再現を通じて、問題点の解明を行いたい。

## 二 レッドパーージ事件の真相と大学の責任

### (1) 滋賀大学におけるレッドパーージ事件の存在

『陵水六十年史』には、「滋賀大学の発足」の記録に関連して、「完成年度」<sup>7)</sup>の項で、以下のような叙述がある。

25年4月1日、教員適格審査委員会が設けられて大学で教えるものとしての資格審査がなされ、一方、国立学校設置法施行規則によって滋賀大学教職員の定数が定められ、5月24日再訂正があった。これによって、経専の教官と職員は次々と滋賀大学へ吸収されてゆき、その最終段階が26年3月に来た。教授会の席上、秋山校長から次々と発表されたが、亙理俊雄教授の名が呼ばれない。わたしはどうなるのですかという教授の間に、秋山校長はあなたの名前はありませんと言だけ答えられ、あとは深い沈黙となった。亙理教授は再三その理由をと迫るが、秋山校長は無言のまま、すでに夕刻も過ぎ、夜も更けて、亙理教授の質問の声も次第に間遠くなり、ついに12時となり、日が替った。秋山校長は黙して座すのみ。事が事だけに誰一人言葉を発するものもない。そっと立って用を足し、またもとの席に戻る。

空がほんのりと白みはじめた頃、亙理教授はわかりましたと言残して、首を深く垂れ退出され、教授会は終わった。レッド・パーージの瞬間であった。

帰途、亙理教授はわたしに肩を寄せてこられた。「わたしのことはよく分ってもらえると思う。最初は純粋な情熱だけで舞鶴からの引揚者を犂に駅頭に立った。そのうち家族の方がぬきさしならなくなった。……」と。 (小倉栄一郎 本19)

英語は片山・亙理・杉本教授の実に印象深い授業を受ける幸運に恵まれた。亙理先生が

---

↘ 賀大学史編集委員会編集)『滋賀大学史』(1989)(創立40周年記念事業として編纂されたもので、40年史という性格のもの)、滋賀大学経済学部同窓会(陵水会)による(陵水三十五年編纂会編輯)『陵水三十五年』(1958)、(陵水会編集)『陵水六十年史』(1984)および『陵水七十年略年表』(1993)によった。本稿で引用する資料のうち縦書きについては、年月日の表記方法のみ改めた。また、原資料の表記に基づいて、技術的な理由の許す限り、旧字体を用いるようにした。

7) 131-132頁。個人手記と編集委員の執筆分により構成されているので、執筆者名の記入分は個人手記の部分であるが、以下、「小倉証言」として引用する。

羽仁五郎の「青年に訴う」を黒板一杯に流れるように英語で書かれる実力に唖然とした。駅前でお嬢さんが売られる赤旗を買うのも楽しみだった。(吉田龍恵 大1)

抗し難い力によって一人が欠けたほかは、全員滋賀大学に移行し、ついで26年5月に松尾博講師、27年に岡本愛次助教授といった具合に充実して、黄金時代を迎えるのである。

この叙述内容については、傍観者的な立場どころかむしろある意味では積極的にレッドパージに加担し、推進してきたということの自覚も反省もない教授会関係者の筆になるものという限界を踏まえて、事実関係の確認作業を必要とする箇所も多く、それは後に検討する。ここでは、滋賀大学において、レッドパージが行われていたという事実と、巨理俊雄教授、その人がその犠牲者であったという事実を確認しておく<sup>8)</sup>。

新制大学への移行経過について、大学の正史である『滋賀大学史』は、以下のように記述している<sup>9)</sup>。

創設期の本学にとって、施設の整備充実とともに教官陣容の整備がお急務とされていた。これは当時の新制大学にとって共通にみられた重要な課題であった。昭和24年(1949年)10月14日の新聞はこの点について次のように報じている。「滋大の教授陣は目下内申中の教授、講師など22名を除いてすでに正式決定を見たが、それによると経済学部は教授9名、助教授8名、講師2名、また学芸学部は教授4名、助教授9名、講師2名、助手6名で、内申中の者は経済学部2名、学芸学部17名で全部の発令を見れば、経済学部29名、学芸学部41名の堂々たる陣容を備えることになる」(『彦根夕刊』昭和24年10月14日)と。

その上で、「滋賀大学経済学部として発足した直後の昭和24年12月現在における本学部の教官陣容」として、教授9名、助教授8名、講師2名が列記された後、「なおこの他に経専専任の教官が在職していた。」と記されている。この名簿の人数は、新聞記事における「教授9名、助教授8名、講師2名」に一致するようであるが、その他の数字の意義や解釈とその信憑性は、公表された記録では

8) 以後の叙述では、「巨理教授」の表記を用いる。レッドパージによる「辞職」まで、滋賀大学経済専門学校教授であることは疑いないからである。しかし、経済学部での立場(処遇)が問題の核心に関わる。

9) 51頁。

確認できない。大学正史が、大学発足時の人事の内容とあり方について、なぜ、新聞記事の引用にとどめ、曖昧な経過しか記述していないのか、理解に苦しむところである。事実経過を主体的に調査し、正確かつ詳細に記録すれば、必ず本件のレッドパージに言及せざるをえず、それを意図的に回避したとも解釈できる<sup>10)</sup>。いずれにせよ、編集方針としては、無責任の誇りを免れえないであろう。

大学発足時におけるこのような事実経過は、当事者には周知の事実であったかもしれないが、滋賀大学においてレッドパージが行われたという歴史的事実は、実際上は、抹消されてきたと言ってよい。それは、二つの意味においてであり、一つには、大学としてそのような事実を確認し、正確に記録し、その上で、評価したことはないということ、もう一つは、後述のように、大学教員のレッドパージに関して広く公表されている社会的な記録や研究業績の中において、滋賀大学の事例は登場していないということである。

全国的な状況を概観したうえで、可能な限りの事実関係の再現を試みることにするが、先に、当事者である巨理俊雄教授の簡単なプロフィールは、以下のとおりである。その人となりは、(4)で紹介する。

#### 巨理俊雄（わたり としお）

1901年3月3日 宮城県生まれ、函館商業学校卒業（1919年）後、早稲田大学商科豫科中退（1921年）

第一銀行函館支店勤務（1920年4月1日－1928年12月31日）後、岩手県立盛岡中学教師（1929年1月19日－3月31日解職）、道立函館中学校教諭（1929年4月1日－1933年3月31日依願退職）となり、高等教員英語科検定試験に合格（1931年6月24日）、高専英語教授免許を取得。

財団法人横浜専門学校(現横浜市立大)教授（1933年4月1日）を経て、彦根高等商業学

10) 例えば、『九州大学史』においては、年表の中で、「九州大学久留米工業専門学校  
のいわゆる赤色教授に対して辞職勧告（以後多くの大学で同趣旨の勧告がなされる）。」  
と記し、事実そのものは隠蔽されていない（HP掲載分による）。

なお、1999年に刊行された『滋賀大学史－50周年を迎えて－』は、40年史である『滋賀大学史』以降の『追録史』であるが、過去の歴史認識の不正確さや誤謬を正す絶好の機会であったにも関わらず、その形跡は残されていない。

校教授（1939年12月9日）

1951年3月31日、レッドパージにより「辞職」するが、その後、昭和女子大教員を経て、函館商科短期大学教授（1953年6月1日－1957年6月30日）となる。

1970年6月2日、逝去

業績に関しては、以下のように、翻訳書2冊、辞書編集と「彦根論叢」の2本の論文と「函館商大論集」の1本の論文が判明したが、論文の内容の一部は、後に引用する。<sup>11)</sup>

（翻訳）ヂェッフレー・チョーサー『カンタベリー物語 序歌』（尙文堂、1934年7月）

（共著）『クラウン英和辞書』（三省堂、1939年3月）

（翻訳）トウルゲーニェフ『ハムレットとドン・キホーテ』（關書院、1949年5月）

（論文）「新興言語学の輪かく」（彦根論叢 開學記念創刊號、1949年12月）

（論文）「「ロメオとジュリエット」と「お夏清十郎」—平和を守るための覚え書—」（彦根論叢 人文科學特輯 第一號、1951年3月）<sup>12)</sup>

（論文）「RENAISSANCE：新生—アメリカの女流詩人Millayの生涯と、その代表作“Renaissance”の紹介—」（函館商大論叢 第4号、1956年）

ところで、学内の公的文書関係において、亙理教授はどのように記録されているであろうか。『滋賀大学史』では、「一般教育等所属教官名簿」として「昭和24年度以降62年度までに一般教育等の学科目に（公的に）所属した専任教官」の名簿が掲載されているが、亙理教授は掲載されていない。「（公的に）」と註記された意味は不明であるが、形式的に言えば、滋賀大学の経済専門学校という課程に所属し、経済学部と経済専門学校の一般教育の英語を担当する教員組織に属していたのであるから、不当な扱い方と言えよう。<sup>13)</sup>

11) 翻訳書（1934年）と辞書は、滋賀大学設置申請関係書類に業績として記載されているが、2冊の翻訳書や辞書が、滋賀大学図書館には所蔵されていないのは不思議である。

12) 目次では、「第二部 平和に生きる（別刷り）」が予定されているが、この部分は不明である。

13) もっとも、この「一般教育等所属教官名簿」では、過去の在籍経験者の掲載は全ノ

公表されている大学文書では、「學報」の記録としては、「No.10 昭和26年12月15日」において、「昭和26年3月31日 滋賀大学彦根経済専門学校教授 同(文部教官) 亘理俊雄 願により本官を免ずる」という記事が「叙任及び辭令」欄に掲載されのが、亘理教授に関する最初で最後の「人事異動」の公表である。若干奇異な印象を受けるのが、職員録の問題である。「滋賀大学職員録(昭和24年12月)」では、部局としては、「経済学部」「学芸学部」「師範学校」「青年師範学校」という区分であり、亘理教授はじめ当時経済専門学校に所属していた教員はすべて「文部教官」として「経済学部」所属になっている。しかるに、「滋賀大学職員録(昭和25年3月31日現在)」では、「経済学部」と「彦根経済専門学校」という「部局」の区分が出てきており、各教員の所属は、区別されている。このことは、経済学部発足当初は、経専教員の移行を前提としたうえで、教員組織としては区別されていなかったことを示唆している。

授業関係では、時間割の記載内容をみると、1950年(昭和25年)度には、経済学部と経専の授業が区分され、英語の授業名も別になっている。亘理教授は、そのうち経専の英語授業を担当している。しかし、1949年度分は、7月6日に「経済学部第一回の入学式を挙行した。」のち、9月10日に「第一回入学式(経済学部)、(経済学部新入生の宣誓式)を挙行した。」とされ、10月15日に「開学式を挙行した。」という経過で、経済学部の授業と経専の授業の関係は、不明であるが、時間割の記録でも区別はない。ただ、1950年度の学年末試験時間割の中で、亘理教授の1949年(昭和24年)度の経済学部の「英語」の試験が実施されている様子が伺われる。その他の学内文書の分析は、(3)で行う。

他方、同窓会の名簿には、旧教職員名が記録されており、ここに掲載されている亘理教授の肩書きは、「教授」となっている。このことは、二つのことを意味する。他の教員について、「経専教授」と記されている例があることから、この「教授」の表記は、「経済学部教授」を意味しなければならないということである。後述するように、亘理教授が、一度は、経専から経済学部への配置

---

↘ 体的に不完全であることから、個別的、意図的な遺漏の問題とは断定できない。



換えが決定していた事実には符合するとともに、その意味で、旧制専門学校から新制大学への移行過程における辞職勧告というレッドパージ類型とは異なる意味合いをもっているのである。しかし、滋賀大学設置計画の中では、厳密な意味では、経済学部<sup>14)</sup>の助教授あるいは講師として配置が予定されていたのであって、この記述は、正確さを欠くという側面も有しているとともに、大学における処遇の曖昧さも象徴している。他方、他の教員とは異なる扱いの印象を与えるのは、「担当科目」の記入がないことである。これは、最近退職あるいは転任した若干名の旧教員の「担当科目」が明記されていない事例もあるが、戦争を挟んだ時期に在職した教員の処遇としては異例であり、亘理教授と滋賀大学との距離を暗示しているような印象を与える。なお、『陵水三十五年』では、在職の説明として、「昭和14・12教授－19・4経専教授－26・3免官」とされている（ただし、『陵水六十年史』では、「21・4経専教授」となっている）。この「免官」という表現は、法的な妥当性を有しないばかりか、1946年8月、戦争協力による公職追放の対象となった教員と同じ扱いであって、重ねて不当である。また、「(昭和) 40・6死亡」という不正確な記録も記載されており、同窓会におけるこれらの記録は、大学側の提供した資料に基づくものであろうが、教員の身分に関する感覚の鈍重ぶりを暗示している。

## (2) 大学教員のレッドパージの概況

大学教員のレッドパージ<sup>15)</sup>について、行政整理によるレッドパージについては、

14) 1946年8月に、公職追放の発表があるが、該当者は、学内の記録では、1947年8月「免官」となっている。この戦争協力による公職追放対象者については、その追放処分解除の事実が曖昧なまま、その後大学に復帰している。事件の本質的差異は大きい。免職処分者のその後の処遇という点では、レッドパージ事件の被害者に対する配慮には大学としての良識的対応が見受けられない（判明した最も古い同窓会名簿は、1953年6月30日現在のものであるが、この時点ですでに、旧教員としての亘理教授の住所は、空白で、不明とされたままである）。

15) レッドパージの定義も必要である。「思想信条を理由とした解雇」という広義で理解することによって、今日的な積極的な意義を見いだすことができる。ちなみに、松浦綾三「レッドパージを考え直す」（梶谷義久編『レッドパージ』（図書出版社、1980）は、「ジャーナリズムにおける天皇制タブーの厳存と、労働運動におけるレッドパージは、実は表裏一体」であり、レッドパージは、1868年の明治維新以降一貫して行われてきた弾圧であり、「レッドパージを1950年夏だけの事件だけに限定するのは間違っ

「文部省直轄学校」において167名が対象となり、10名が解雇されたあるいは、<sup>16)</sup>大学関係でのレッドパージによる「被追放者」数は、30～40名とされているが、<sup>17)</sup>大学におけるレッドパージの実態は全貌が明らかになっていない。

ところで、この大学におけるレッドパージについて、学生運動史の視点から、反レッドパージ闘争を過大評価するあまり、以下のような総括もなされている。<sup>18)</sup>

大学教職員のレッド・パージは、ついにおこなわれなかった。

大学教職員のレッド・パージに反対して、学生たちが多くの犠牲をだしながら闘争し、ついこれを阻止したことは、大学の自治をまもり、民主主義をまもるうえで、きわめて重要な意義をもつものであった。

しかし、大学におけるレッドパージという歴史的事実の存在は、平田哲男氏の最近の研究成果によって、改めて克明に記録されるにいたっているところでもあるが、その調査結果には、滋賀大学の事例が掲載されていない。<sup>19)</sup>

これらの先行研究の成果を踏まえ、さしあたり、以下の点を、確認しておきたい。

まず、行政整理による大学教員の排除という形でのレッドパージが、「他の分野に比べれば」困難状況を、レッドパージ推進勢力は、「法務府特別審査局『昭

いる。」(102-106頁)とするが、ここでは、通説の理解にしがたい、1949年以降の行政整理・企業整理、イールズ声明に基づく教職員解雇、マッカーサー書簡に基づく「共産主義者とその同調者」排除政策を意味する。

16) 平田哲男「イールズ問題と大学教授レッド・パージの実態」(『レッド・パージの史的究明』(新日本出版社、2002)所収)59頁。

17) 明神勲氏の推定による。平田前掲論文22頁。

18) 広谷俊二『現代日本の学生運動』(青木書店、1966)122頁。

19) 平田氏の見解は後述するが、他にも、岡山大学では、「イールズ博士の講演を契機として、レッドパージの波動が広がるとともに、哲学の梯明秀、近藤洋逸、経済の宇高基捕、仏語の長崎弘次、諸教官が危ないのではないかと誰云うとなくひろがって、学内の緊張感もつつまり、岡大では上記教官の受講者数がふえるというような現象もみられた。」(好並隆司「岡大三十年 岡大草創期の学生運動(1)」(岡山大学新聞244・245号、1979年9月15日)という記録もみられる。このように、専門研究者が把握していない事例が少なからず存在するのであるが、これは、外部の研究者の責任というより、かかる事実を記録・保存し、社会的に提起してこなかった学内関係者の責任である。

和25年8月 所謂特殊官庁グループに関する報告』<sup>20)</sup>」において、以下のように述べていた。

かように整理が渋滞しているのは、各大学当局においてこれらの整理対象者につき整理すべき理由を発見することが出来ないためもあり、又これらの対象者を整理する場合教育公務員特例法によって30日間の予告期間が設けられ、その後本人の申請によって大学管理機関の公開審理を行いその決定を俟たなければならないので大学当局が整理を逡巡しているからであると認められる。

ここで言う教育公務員特例法の「予告期間」という表現は、不正確であるが<sup>21)</sup>、いずれにせよ、教育公務員特例法が大学教員のレッドパーズ強行の桎梏となっていたことは重要な教訓である。しかし、同じ教育公務員特例法の適用対象であった公立学校教員においては、高知県を除く45都道府県約1150名のレッドパーズが強行されたという点を踏まえた、総括視点も必要であろう。結論的に述べれば、「大学の自治」の存在にその差異を求めることができよう。

次に、大学教員に特有のレッドパーズの形態には、二通りの手法が用いられたとされる。平田氏は、「ひとつは、“イールズ旋風”という名で呼ばれている公然たるレッド・パーズ攻勢である。いまひとつは、旧制高等学校などの新制大学への制度的移行というきわめて特殊な条件を悪用した陰湿なレッド・パーズ攻勢である。」と指摘する<sup>22)</sup>。この両者の関係について、第二類型は、第一類型の適用例とする見解もある。たとえば、「（「イールズ声明」の時期は）丁度、旧制高校が新制大学に切り替わる時であったから、「イールズ声明」を利用して編成替のチャンスに首切りをおこなう大学も出てきた。新潟大学をはじめ、九州大、熊本大、秋田大、富山大学などでは、「共産党員または同調者」とい

20) 平田前掲論文59頁。

21) 大学の教員の免職に関しては、教育公務員特例法第6条第2項（第5条第2項の準用）は、「審査の事由を記載した説明書」の交付を必要としているが、その「期間」は定めていない。「陳述の機会」を請求する期間は、現行規定では、説明書受領後14日以内となっているが、改正前には、30日だったことからすると、ここでいう「予告期間」は、この「陳述の機会」を請求する期間の意とも受け取れる。

22) 平田前掲論文179頁。

う名目で、多数の教職員が「辞職勧告」を受け、教壇から追われていった。」とする説明である。<sup>23)</sup>

他方、「大学教職員のあいだでは、“イールズ旋風”による被害は軽微ではあったが、旧制専門学校から新制大学への切りかえに際して、教授の身分を失った事実上のレッドパージが全国各地に発生した。」と捉え、第一類型をレッドパージの形式を伴った形態とし、第二類型については、「事実上の」ものとする見方もある。<sup>24)</sup>

いずれにせよ、滋賀大学における事例は、まさしく、後者の「制度的移行の利用」型レッドパージの典型例と言わなければならない。

同時に、平田氏は、「制度的移行の利用が個々の大学の自主的な方策などというものでないことも確かである。というのは、制度的移行は国家的政策であり、個々の学校にとっては選択的余地のないものだからである。そうであれば、文部省当局からなんらかの「示唆」があったと解するのが、歴史的な見方としては妥当である(。)」と述べるが、この「示唆」の実証的な確認には至ってないようである。<sup>25)</sup>

この事例は、実態の解明が困難であるだけに、そのためには、大学内の情報や資料の検証を、大学人の手で進める責務が残されているということであろう。それとともに、「選択的余地のないもの」と断定できるものであったのか厳密な検討が必要であろう。

### (3) 滋賀大学におけるレッドパージの事実経過

前述のように、旧制の高等学校や専門学校から新制大学への「昇格」に際して、多くの大学で、「辞職勧告」という形で、レッドパージが強行された。<sup>26)</sup>冒頭引用した「小倉証言」によれば、「名簿不掲載」という説明がなされている。他方、

23) 増山太助『検証 占領期の労働運動』(れんが書房新社, 1993)488頁。

24) 塩田庄兵衛『レッドパージ』(新日本出版社, 1984)24頁。なお、「イールズ声明」による教職員の解雇—実質的な「レッドパージ」と位置づける見解もある(増山前掲書484頁)。

25) 平田前掲論文181頁

26) ただし、茨城大学および山口大学は、新制大学への「任用」拒否の結果として、「失職」となっている。

後に引用する亙理教授の書簡とされているものでは、「退職届」を提出したとされているが、「免官」と記述している記録もある。こうした経過も含めて、大学内での審議状況や手続きを客観的に明らかにする必要がある。しかし、滋賀大学設置関係書類や教授会議事録をはじめとする公的記録は、大学としてはすべて廃棄処分されているので、関係者への聴き取り調査も含めた可能な限りの復元調査によって確認できた事実関係を再現してみる<sup>27)</sup>。

滋賀大学の設置は、1949年5月31日であるが、それに先立って、1948年7月15日に、「彦根経済大学」設置認可申請書が文部省に提出されている。この単科大学案は、その後、「滋賀大学彦根経済学部」設置計画に変更された後、「滋賀大学経済学部」という現行の設置形態の骨格となる計画へと申請内容が変更され、1949年5月31日の大学開校へと結実する。この時期から、彦根経済専門学校が廃校となる1951年3月31日まで、「滋賀大学彦根経済専門学校」という表記が用いられていることから、この新旧二つの教育機関の関係は併存していたのではなく、彦根経済専門学校は、滋賀大学の課程と位置づけられていた。

したがって、新・経済学部の教員の配置は、滋賀大学内部での、彦根経済専門学校から経済学部への異動（配置換え）ということになるのであって、旧制専門学校から新制大学への移行ではないということである。制度的な面や教職員の法的地位の関係ではこのように理解されるが、当時の学内での議論状況では、「旧制専門学校より新制大学へ移行」という表現や「経専より大学講師兼任」といった表現がみられるように、実際の受け止め方は、他の大学の事例で用いられているような「旧制専門学校から新制大学への移行」という理解であったと推測されなくもない。このことが、法的な身分保障の観点からする議論に影響を及ぼしたとも言えよう。

そして、この時期に、旧制専門学校から経済学部への教員の配置換えの計画の作成とその実施が同時進行するが、さらに、1950年4月1日に、文部省に「教員適格審査委員会」が設置されたことにより、新制大学の教員の「選別」が、

27) 学内資料については、創立80周年記念展で展示された「滋賀大学昇格関係書類」（経済学部附属史料館にて、仮保管中）等の文書および関係者所蔵資料によった。

複雑な状況のもとで進められる。<sup>28)</sup>この問題に関して、各種の記録等の再現してみる。

当初の「彦根経済大学」設置計画においては、亘理（経専）教授は、大学の助教授に配置されているが、その後の、「滋賀大学彦根経済学部」や「滋賀大学経済学部」の計画では、講師となっている。この間に、「昭和23年12月31日 大学設置委員会ノ資格審査ニヨリ講師ト判定サレル」という記録が残っており、講師としての滋賀大学経済学部への所属（配置換）は決定をみている。その決定が、覆される過程の記録が登場するのは、1950年5月以降である。

1950年5月、「亘理教授が経専より大学講師兼任にすることの申請を先に教授会に於て決定せられて居ったところこれが保留せられることになった旨の報告あり。尚特殊事情については出来得る程度に於て説明するとの話し合いもあった。」と記録されており、ここに、明確に、大学への所属という方針の転換が行われている。

その後、数次の教授会では、亘理教授本人から問題が提起されるという経過を経て、3月13日の教授会を迎える。

この教授会は、「午後1時30分より開催午前2時終了」とされていることから、「12時となり、日が替った」という「小倉証言」とも符合する。そして、2回の投票が行われ「亘理教官は大学に配置換されず旧制に止まることとなる」という結末を迎えた。

3月13日以降の経緯は不明であるが、後に引用する亘理教授の私信とされるものの内容からは、大学当局への異議申立と「公開審査」手続が検討されており、「退職届」<sup>29)</sup>の提出へと一挙に推移したものではないであろう。現存する「退職届」の作成日付は、退職日である3月31日であるとされるが、実際にこの日に、「退

28) 滋賀大学でも、「教員の適格審査について（昭和25年4月6日）」と題する庶務課長から学部長あて文書により、「昭和25年4月1日から本学教員適格審査委員会が設置される。」ことが通知されている。この委員会の頻繁な開催状況は何われるが、議事に関する文書は廃棄処分されており、内容は不明である。

29) 昭和26年3月31日付けとされる「退職願」は、「このたび滋賀大学彦根経済専門学校の課程が廃止せられるので昭和26年3月31日を以て退職致したくご許可願います。」とされ、同日付の人事異動通知書では、「理由 講座改廃による辞職 滋賀大学彦根経済専門学校教授」となる。

職届」が作成され、署名捺印されたのかは疑わしい。3月31日をもって「辞職」という「人事異動通知書」も発令されているが、すべての手続きが、「彦根経済専門学校」が廃校となる3月31日までに完了するように準備された異例の措置であることは疑いがない。現行の「滋賀大学事務手続きの手引き」は、「辞職したい場合は、原則として1か月前までに辞職願を提出してください。」と例示する。一般的な要件に従っても、退職日の最低2週間前の退職の意思表示が必要であることに合致するためには、3月17日には、退職の意思を伝える必要がある。<sup>30)</sup>この時期、2月から3月にかけて、警察による家宅捜査などのかなり切迫した状況もある中での決断であろう。

経専の廃校による定員の廃止であれば、当然、「官制若しくは定員の改廃又は定員の減少により廃職又は過員を生じた場合」による免職（国家公務員法第78条第4項）の適用が想定されるが、当時、この国公法の規定による「免職」措置を避けることが政府の方針だったとされるが<sup>31)</sup>、「講座改廃による辞職」が理由とされた理由は不詳である。さらに、公務員の場合には、一般に「辞職」とされ<sup>32)</sup>、亘理教授の場合も、公式には「辞職」扱いであるが、本人から提出された書類が、なぜ「退職（届）」とされたのか疑問が残るところでもある。

以上のような各種の記録の文面の背後に隠されている事実関係については、今となっては確認できない。しかし、亘理教授の大学への移行申請が一度は決定された事実、最後の3月の教授会の決定は、投票の結果によるものであったという事実は重要である。これは先に引用した「小倉証言」の内容について、「名簿不掲載」の経過等を額面通り受け取ることはできないことを意味する。教授会構成員の投票行動の結果によってレッドパージが完遂された事実と、「抗し難い力によって」と説明する立場とは両立するものではないが、レッドパージ

30) 民法第627条参照。

31) 新制大学への移行時の教職員の地位の法的扱いについては、茨城大学におけるレッドパージ事件（梅本克己氏）が人事院公平委員会に訴えられた際の当事者の見解（平田前掲論文157頁以下）および明神論文参照。なお、公務員実務解説によれば、この場合、免職の発令は、4月1日となることを避ける意味もあろう。

32) 人事院規則8-12第73条「任命権者は、職員から書面をもって辞職の申出があつたときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。」

の本質でもあるその外部的圧力を具体的に明らかにしないまま、放置されてきたことが、当時の当事者が、客観的には、レッドパージに加担し、責任転嫁を図っているとの批判から逃れさせないことになっているであろう。

この点、西川達雄名誉教授（当時、助教授）は、以下のように述懐しておられる。

（3月14日の）教授会の様子は、…昨日のことにあざやかに思い出されます。当時は、敗戦国でありGHQが絶対的な力をもっており、学内の運営は占領軍の・文部省の「いいなり」で、それに反することは絶対に許されなかったという前提が事実関係の実像です。評価についてお答えできないのは大変残念です。当時のことを書き残しておかなかったことを後悔しています。

人事配置計画がどのような議論と状況のもとで進められたのかを判断する材料は乏しいが、滋賀新聞<sup>33)</sup>が、「地元寄付金必要なしのピラを散布 教授が昇格妨害か 彦根経専に問題持ちあがる」という見出しの以下のような記事を載せている。<sup>34)</sup>

彦根経専は来年いよいよ新制大学として發足すべく學園をあげて猛運動が行われているが、これに対しハッキリ政党色をおびる某教授が昇格運動を妨害するような意味のピラを校内に散布、問題となっている。

大学昇格に當つては名實ともにあらゆる施設を完備するために地元寄付金約六百万円を必要とするが同教授は去る日この問題に対して“地元寄付金の必要なし云々”のピラを校内に散布、昇格運動を間接的に阻止しようという魂胆を言外にほめかしているの、学校当局は同教授の行動を監視、また同窓會員の一部には同教授の排斥運動を起すべきだと奇々対策を練っていると伝えられている。

---

33) 1948年11月8日記事。寄付金問題とともに、戦争協力による公職追放該当の経専教授に対する嘆願書提出に反対したとの問題が挙げられている。名指しされている訳ではないが、亙理教授のことと判断されよう。

34) 11月11日記事では、1日に開催された「廿五周年記念式」の式場において、出席した同窓生から「校内の好ましからぬ思想を持つ某教授の退職を要求する」という発言がなされたと報じられている。



この記事に関しては、その後、「某教授の立場説明」という以下の記事が掲載されている。<sup>35)</sup>

同教授はピラをまいた事實はなく某団体がまいたもので、教授はむしろ昇格運動に双手を舉げて賛成している。たゞ貧しい人に負担のかゝる地元寄付金については教育予算の追加等によつて國家が負担するよう努力すべきで、寄付を受けるとしても従来のようなやり方は不合理であると同教授が語っているのは事實だ。

このような一連の報道記事に関して、「彦根經專新聞」<sup>36)</sup>は、「『某教授大学昇格妨害』事實無根校内極めて冷静」という記事を載せている。それによれば、11月8日付けの滋賀新聞が掲載したような「某教授が大学昇格寄附金反対のピラを学校内にまいた件、また学校及び同窓会が同教授の行動を監視している件は新聞部のしらべたところではまつたくなく、事實に反した記事であること判明した。」としている。他方、学内外の動きの中で、「学校内に同教授排斥の政治的計画があるかの如く宣傳」を巡る議論があり、「この問題に関し校長は生徒に対し特に批判的態度をとることを望んでいるが生徒としてもむしろ無関心で全く平静である」と紹介されている。

大学昇格運動の一環として、大規模な寄付金募金が取り組まれた事實は、『滋賀大学史』にも記載があるが、その裏面には、このような様々な意見と立場や動きがあったことは記録には留められていない。それとともに、巨理教授の進退をめぐる、何らかの緊張関係の存在を伺わせている。同窓会関係者から「退職要求」発言がなされたという新聞報道が事実とすれば、<sup>37)</sup>その卒業生の同窓会での役職や立場等は不明であるが、卒業後20年を過ぎ、大阪市内に勤務してい

35) 11月11日記事。「(彦根經專問題に関し)某党代表者が九日本社彦根支社を来訪、次のように語つた。」とされる。なお、公職追放問題については、「戦時中の論文によつて明らかに戦争扇動者として追放該當者であり、むしろ学校を追放することが正しい教育の民主化で日本をファシズムから救うためにも若い人達を正しい教育に導くためにも當然のことだと証拠の論文を示したに過ぎない」としている。

36) 第3号(1948年11月23日)。

37) 1948年11月1日に「彦根經濟専門学校25周年記念式」が舉行されたという事實は、陵水会の刊行物にも記載されているが、行事の内容を記録した資料は確認できていな

る卒業生のかかる発言の根拠は、学内に遡源されるものであろう。その意味では、滋賀大学におけるレッドパージは、外部からの「抗し難い力によって」強いられた結果とのみ説明されうるものではなく、それに呼応する内部からの「策動」の結果でもあったことを直視しなければならない。

#### (4) 関係者の証言

先に引用した記録の中で、「小倉証言」は、亘理教授の述懐を記しているが、当時の亘理教授の心情や主張を正しく伝えたものかどうかは、検証不能である。後述する関係者の証言を考慮すると、むしろ、下記の亘理教授の私信とされるものや論文の一節の方を重視すべきであろう。私信とされるものは、亘理教授が神戸大学におけるレッドパージ事件の対象者とされた小松撰郎氏に宛てたものである。法的な対応も含め、小松氏に助言を仰いだことの礼状という性格のものであろう。<sup>38)</sup> 末尾に、書簡の焼却処分を依頼しているが、1951年2-3月に、2回の家宅捜査を受けたことを踏まえての言明であろう。<sup>39)</sup> これまで未公開だった部分も含めて全文を引用する。<sup>40)</sup>

ㄨい。発言者は、滋賀新聞記事では、第3回（1928年）卒業生とされるが、その名前の人は、卒業生名簿には記載されておらず、同音異綴の氏名の人が、第2回（1927年）卒業生として掲載されている。

38) 本書簡は、小松紘一郎氏が所蔵するもので、そのコピーが、法政大学大原社会問題研究所に収められている。平田哲男氏のご高配により、入手のうえ、引用する。平田前掲論文141-2頁に引用されているが、「1950年4月6日付け」は、1951年の間違いである。なお、平田氏は、書簡の引用の前後に、「新制への移行時に、多数の不任用者を出した事態は、レッド・パージとはやや違った意味ではあるが、やはり大きな社会問題にほかならない。」という記述と「法律の厚い壁と社会の冷たい眼の前で、このように戦線離脱していく善意の人びとが、少なくなかったのである。」という評価を加えられているが、平田氏の私信によれば、「亘理氏のケースをレッド・パージと明言しなかったのは、なによりも資料不足のためです。・・・滋賀大学については、調査の手がかりもありませんでしたから、あいまいな表現のまゝになってしまいました。ただ、「不任用」のすべてをレッド・パージと言うことが適当かどうかは、今もって自信がありません。個別的に検討する以外にはないと考えます。」と説明されておられる。

39) 家宅捜査については、奈良本辰也編『新大津市史（下）』（1962）202頁には、国警滋賀県本部が政令325号違反容疑によって1951年3月28日午前6時「彦根市芹橋町彦根経専教授亘理俊雄氏（44）」宅を捜査したとの朝日新聞夕刊記事が引用・掲載されている。この家宅捜査は、朝日新聞滋賀版および滋賀新聞（3月29日）の記事によれば、「亘理かよ（46）宅」となっている。また、朝日新聞滋賀版（1951年2月9日）↗

拝啓、先日は突然お伺がいに、御親切な御導びきに浴し、ほんとうに有難うございました。御奥様にも、どうぞ、よろしく、よろしく御傳え下さいませ。

ところで、私こと、辯護士の小林為太郎氏（京都の方です）その他二、三の方とも相談した結果、公開審査の請求を出さぬことにしました。そして、三月三十一日附で退職届を出しました。重なる理由は――

一、こんどの議会で、国立学校設置法一部改正案が成立したため、私のような者の身分は自然免官となって消滅したこと、

二、法律不遑ととか何とかの原則に従がつて、公開審査を要求してみても、学校当局が、中々これに應ぜず、自然免官で中々俸給も出さぬので、何ヵ月も、何年も相当の期間に亘つて、「長期かつ困難な」戦いを継続することは不可能ですから、今のところ一歩退却したこと、等です。向こうで書いた退職届に判を捺すときは、ちよつと、ミズーリー艦上のシーンを憶い出しました。prest・リトフスクを憶い出しました。

折角御教示に預かりましたのに、こんなことになつて申訳ございません。拝借の書類同封申上げました。ほんとうに有難うございました。御査収下さいませ。

話が前後しましたが、先生の場合はどうなるのでしょうか。こんどの法律で、やはり自然免官となるのでしょうか。そうすると、中中ゲハルトは継続されることになるのでしょうか。心配です。でも、先生には「契約不履行」による権利の主張ができますから、どうぞ慎重に行動して下さいませ。

ピワ湖畔桜は咲きましたが、吹く風は肌身にしみみます。失業者だからでしょうか？

すべては感謝に溢れて先生御一家のことを憶えています。心から御多幸を祈上げます。

不一

四月六日

（讀後火中願ます。イナカでは、ソロソロ郵便物の侵犯が始まっていますから）

↘は、彦根市警が、「彦根経専教授巨理俊雄方」を自宅捜査したと報ずるが、同日の滋賀新聞は、「巨理たえ子さん（19）方、捜索を行つたが証拠物件なかつた」と記す。実際の捜査令状の内容（捜査の対象）は不明だが、各報道機関の判断によるものであろう。

40) 焼却処分依頼の目的が、刑事弾圧への予防策とみられることから、歴史的資料として、このような形で「私信」を引用することは、許されるであろう。

文中の小林為太郎弁護士は、京都における労働弁護士の先駆者として活躍した著名な弁護士である。亘理教授のレッドパージ後、長女が小林弁護士の事務所でも働いたこともあったという。小林弁護士が、レッドパージの裁判に関与した裁判記録は、映画界でのレッドパージでの法廷闘争に関して公表されている<sup>41)</sup>。小林弁護士の『遺稿・追悼集』では、「レッドパージ解雇無効等の民事訴訟(30企業300名)」を担当したと記録されているが<sup>42)</sup>、亘理教授の場合は、訴訟あるいは「公開審理」<sup>43)</sup>に至らなかったためか、資料としては保存されていないようである<sup>44)</sup>。いずれにせよ、自発的「辞職」に納得していなかったという心境を読み取ることができるとともに、大学当局への審査請求等の対抗措置を検討していたことは確実であろう。

この時期、レッドパージ直前に彦根論叢に投稿された亘理教授の論文の中に、イタリア・ルネッサンスについて叙述されたところに、次の一節がある。

ボローニヤ大學こそは、その若くたくましく腕いなに「學問の自由」, 「思想の自由」, 「被壓迫人民大衆の解放」の旗を朝焼けの祖國の空高くかざしつつ、それは、言葉の眞實の意味における正眞正銘の民衆の大學であり、民衆の城であつた。

ここにこそ、亘理教授の当時の心情を吐露した部分があると推測できよう。「ボローニヤ大學」を「滋賀大学」と置き換えることで、レッドパージを強行したことへの痛烈な批判を読み取ることができる。

この論文には、「最後に」と題された以下の文章が末尾にある。日付は、1951年1月10日とされているが、「若き読者」へのメッセージに託した滋賀大学への「惜別の辞」かそれとも「訣別の辞」であろう。引用しておく。

41) 新藤兼人『追放者たち』(岩波書店、1996)参照。

42) 『いごっそう弁護士為さん 小林為太郎遺稿・追悼集』(小林為太郎遺稿・追悼文集編集委員会、1986)203頁。

43) 教特法第5条による「審理」を意味すると推測される。

44) 小林弁護士の業務関係資料の整理にあたった京都第一法律事務所・森川明弁護士への問い合わせ結果による。なお、当時の京都の国民救援会関係者は、亘理教授のことを記憶されており、レッドパージへの対応を相談されたようである。

若き讀者諸君よ、もう春も間近かい。地上にはまだ吹雪が暴れ狂っているけれども、仰げば、ホラ、もう、二月、古城の空には、吹雪の晴れ間に、寶石のような光りが満ちあふれて、柔かな白雪が動き始めた。湖のほとりには、猫柳がビロードの芽を吹き、そして、天才の豫言は、一分の狂いもなく、歴史の齒車を押し進めている。あゝ、また春が来るのだ。春には……春には…幸福な心も山の彼方の空遠くさまよい出てみたくなる。さらば、年若い讀者諸君よ春の光りの中え嬉々として巣立て行く諸君よ、心から、諸君の多幸を祈ります！（1951・1・10）

この学生への呼びかけの2年前、「彦根經專新聞」<sup>45)</sup>の記事「特輯昭和24年に何を望むか」という教員アンケートには、以下の文章が寄稿されているのだが、政治的状況の劇的転換を象徴するようなその内容と文体における趣の異なる様を感じるであろう。

日本人は政治的関心を高めねばならぬ。政治は恥でなく名譽である事を日本人は知らねばならぬ政治に冷淡でその結果、大臣代議士財界人が悪事を行いフハイダ落が発生するのを防がぬのこそ日本人の恥辱である、と、米國教育使節團は日本の教育につき日本の教師と特に学生諸君に向つて切々と忠言している。見給え、議会に於る民主党議員の放尿事件、世界史未曾有の芦田大疑獄事件、民主自由党大臣の泥酔ハレンチ事件等々々。学生諸君よ！

諸君は政治的関心を高めねばならぬ。高めて以て、人民と学生の生活を守り、経済と教育を破滅から防衛せねばならぬ。

ところで、学生として、巨理教授の授業を受講したことのあるT氏（彦根工業専門学校、1948年卒）によれば、「近江町の農民組合への支援活動や蒲生町の全国新聞記者との交流」といった巨理教授の学外での活動ぶりを思い出とされる一方で、授業については、英語読本の講読という以上の記憶が残っていないとされ、学内での目立った活動を想像させる手掛かりはない。しかし、1946

45) 第4号（1949年1月17日）。なお、同時期（1948年11月）に執筆された前掲翻訳書【ハムレットとドン・キホーテ】所収の「世紀のあけぼの（譯者の序）」に、当時の主張がより明細に展開され、「人類の歴史をしてその行くところに行かしめよ、我らその流れに身を投じて闘かわん、であります。」という一文で結ばれている。

年(6月10日)に彦根経済専門学校に入学されたI氏によれば、英語の授業において、共産党宣言の英訳本を教材とし、当時のソ連の事情などを話題にされたことを鮮明に憶えておられる。当時の学生には「陸士や海兵の学校の出身者」も編入してきているという状況のもとでの授業風景であり、他方、学内には、一時期、アメリカ兵が駐留<sup>46)</sup>し、独立記念日にはラッパを奏するという出来事に二重の驚きであったと回顧されている。1946年6月-8月という時期、経済学部キャンパスにおけるこのような情景—共産党宣言の講義、受講する旧帝国軍隊幹部養成学校出身者、その教室の外を闊歩するアメリカ占領軍兵士、戦争協力による有力教員の公職追放—は、戦後日本の価値観の転換と当時の政治的力関係を凝縮したものとも言えそうである。そして、このような民主主義的理念の高揚とその政治状況の反動的再転換を意味するのが、亘理教授のレッドパージ事件であった。

他方、亘理教授の学外における社会活動をよく知る西田清氏(治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部事務局長)は、芹橋の官舎の亘理教授宅に多くの青年や労働者が集まり、「終戦直後の民主革命をめざす高揚が先生の家にも渦巻いていた」と述べつつ、家庭や地域での活躍の様子を以下のように著している。

先生は、眼鏡の奥に温かい目があって、物静かで、全身これヒューマニストという方でした。先生は、戦前、函館でエスペラント・グループに参加されていた。グループの会合の時は、いつも弟さんがピケに立ったという。

先生は、彦根高商の英語教授として赴任されたが、太平洋戦争下で「日本は敗れる」といつづけ、一家(お母さんと奥さん、三人の姉妹)はそれを信じた。先生のお母さんはクリスチャンであったが、彦根教会の牧師がアメリカを非難するので「いくら敵国でもひどい。キリスト教精神からいって間違っている」と教会通いを止められた。亘理一家は戦時中もリベラルな家庭であった。

先生は、市内はもとより木之本町や蒲生郡あたりにも出かけられ、講演会や座談会の講

46) 1946年5月12日から7月6日まで、進駐軍(約36名)が陵水会館・東亜会館に宿泊し、滞在したと記録されている。

師として各地を歩かれた。先生は日本の民主化をすすめる展望を語られた。また1947年から48年にかけてたたかわれた天の川や犬上川のヤナの漁民管理闘争を激励するために、米原町上多良や彦根市広野などへも出かけられた。

レッドパーズという反動攻勢が襲ってきたとき、先生が大学から追われるのではとみんな心配したが、とうとうレッドパーズが現実のものになってしまった。しかし、反対闘争を支援する力はなかった。レッドパーズの後、先生は、石けんの行商をやられていたが、その後、単身で上京され、昭和女子大に勤められ、翌年、函館商科短期大学へ移られた。彦根あるいは関西地方では職を求めることができなかったのである。

当時の学内の動向、特に学生運動<sup>47)</sup>の動向は、不明であるが、参考資料として、「滋賀大学オンチコーラス」の歌集に収録されている愛唱歌のうち、「学長と学生」<sup>48)</sup>と題する歌詞を引用しておこう。

#### 学長と学生

##### 一 学長がおごそかに

学問を語るとき

俺達はアルバイト

そこで学長がひそひそ声で

お待ちもうすぐだ

戦争え行く日が来る

働けがまんせ 死んだら

あの世で勉強できる

47) レッド・パーズ直後の1951年4月に入学したR氏は、上級生から「巨理先生という方が、レッドパーズでやめさせられた。」と聞かされたと言っておられるように、学生の間では、周知の事実であったようである。

48) 「滋賀大学オンチコーラス」については、近江絹糸争議において、「全学連加盟の滋賀大学のオンチコーラスの歌による支援は大歓迎を受けました」（佐藤洋輔『緘維労働者の賃金』（労働旬報社、1968）149頁）という記述がある。この歌集は、卒業生の石井和佳氏（1951年4月入学）から寄贈いただいた。この歌の時代背景は、レッドパーズの後、再軍備問題が彷彿としてきた頃（「逆コース」時代）ではないかと推測される。なお、「ともしび」の大野幸則氏によれば、この「学長と学生」の歌詞については、賛美歌がもとになった「牧師と奴隷」の替え歌であり、「ともしび」では今でも歌集に収められ、時々歌っているとのことである。

二 学生が幸を此の世で求むれば

マーチヤンパチンコ女の子  
そのためにアルバイトお待ち  
試験それカンニングする時だ  
仕方がない就職にや  
良心なんかは必要なしだ

三 滋賀大の仲間達

さあ固く腕を組め  
楽しくアルバイト  
心高く学べ共に進もう  
運動に文化にさあ  
固き団結 学問の自由を守れ

### 三 むすびにかえて

大学教員へのレッドパージが遂行されたこの時期、時の天野貞佑文部大臣は、  
教職員資格審査法案の提出に際して、国会で以下のような説明をしている。<sup>49)</sup>

わたくしが一番感じていたことは、戦後追放が起った際すぐやめてしまった人たちがたくさんいる。そういう人たちは何も審査にかからない。またやめないで審査にかかった人で今もって解除されないという人もいる。このようにむしろ一層ひどい極端な国家主義などを唱えていた人ですぐやめてしまったために一度も問題にならないでいる人はたくさんいる。そういう人を今度審査もしないでそのまま教職につかせるということになっては解除された人との間に余りに不公平がある。やはりそういう潜在的な人は一度審査するのが是非必要ではないかという考えである。

このように「極端な国家主義者」が俎上に挙げられつつ、実際に教壇から追放されたのは、「普通の民主主義者」であった。これは、50年以上昔の過ぎ去

---

49) 参議院会議録，第12回国会・文教委員会第2号（1951年10月24日）（文部時報第898号，26-27頁）



った事件として葬り去ることはできないであろう。歴史は常に繰り返されるのである。

「指導力不足教員の免職・行政職への異動」を目的とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正<sup>50)</sup>が、「不適格教員の排除」に途を開く可能性を指摘されているが、同様に、(旧国立大学)教員については、任期制の導入と教特法の不適用によって、今後、「不適格教員の排除」の舞台装置は揃ったと言われる。大学が、効率性や営利性の観点から評価され、「役に立たない学問研究」が切り捨てられようとする風潮の中で、レッドパーズ事件の歴史的教訓をどのように生かすのか問われるであろう。

(\*) 調査にご協力いただいた方々には、一部匿名の方や明記しなかった方も含め、謝意を表したい。

なお、大学教員のレッドパーズについては、引用のほか以下の文献参照。

西海太郎「戦後日本の大学におけるレッド・パーズ」(歴史学研究月報第430号, 1995)。  
平田哲男編著『大学自治の危機—神戸大学レッド・パーズ事件の解明』(白石書店, 1993), 明神勲「教員レッド・パーズ概要ノート(その2)—山形県における教職員のレッド・パーズ—」(北海道教育大学紀要(第一部C)第35巻の2, 1985), 播磨信義「山口大学にもあったレッド・パーズ」(『憲法をいかす努力』(四季出版, 1987)所収), 『レッド・パーズ反対闘争資料: 1950年法政大学』(上杉捨彦先生還暦記念事業出版委員会, 1981), 白井浩子「理系のレッドパーズ」(地学教育と科学運動第42号, 2003)。

レッドパーズの法律上の問題については、明神勲「教員レッド・パーズ裁判の検討(1)(2)」(釧路論集1982年11・12月号), 藤内和公「レッドパーズ判例に関する覚書—マッカーサー書簡の解釈を中心として—」(『現代の生存権 法理と制度』(法律文化社, 1986)所収)参照。

50) 第47条の2(県費負担職員の免職及び都道府県の職への採用)